

相 談 事 例

ID：01-02-026

相談タイトル

工事請負契約の解除

Q：ご相談内容

契約書に一旦サインはしましたが、見積もりや図面等に納得できない部分があるため、解約したいと考えています。クーリングオフ制度を利用し解約したいのですが、注意点はありますか。

A：回答

契約書などの書類を交付した日から8日以内であれば、特定商取引法に基づき、クーリングオフにより無条件で契約解除をすることができます。ただしお客様が営業担当などを自宅に呼びそこで契約した場合はクーリングオフの対象にはなりませんので注意が必要です。また解約は必ず書面で行うことが必要です。出来れば配達証明付きの内容証明郵便にすることをお勧めします。詳しくは弁護士などの専門家に問い合わせてください。